

給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書
特 別 徴 収

◎異動があった場合は、非課税の方も含めてすみやかに提出してください

※ 処 理 事 項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
特別徴収義務者 指 定 番 号			
整 理 番 号			
連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
	氏名		
	電話	() ー 番	

令和 年 月 日 市町村長殿	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	郵便番号 —											
		名 称												
		代表者の 職氏名印	(印)											
		個人番号 又は法人番号												
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 税 額	(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日								
フリガナ					月から 月まで	月以降	. .							
氏 名	(旧姓) (生年月日)													
個人番号														
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)													
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)													

異動の事由 1. 退職(普・障) 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 合 併 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. そ の 他 (特別徴収不可)	異動後の未徴収 税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 [3.を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。]	一括徴収した 税額は _____月分 で 納入します。 [月 日] 納入	退職した年の1 月から退職時 までの給与支払額
			円
			控除社会 保険料額
			円
			退職手当等の 支 払 額 (支払金額)
*「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙種適用者)		円
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)		勤続年数
3 (普D)	給与の支払いが不定期 (例:給与の支払いが毎月でない)		年
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

◎退職等による残税額の「一括徴収」について次の欄に記入してください。
(1月1日～4月30日までの退職は一括徴収が義務づけられています。)

一 括 徴 収	一括徴収の理由		徴 収 予 定			一 括 徴 収 し な い 理 由 1. 異動の日が6月1日～ 12月31日までの間 で、本人から申出が ないため。 2. 異動の日が1月1日 から4月30日までの 間で、残税額(上記(ウ) の 額)を 超 え る 給 与、又は退職手当の 支払いがないため。 3. その他、理由 ()
	1. 異動が12月31日までで、 申出があったため (月 日申出)		徴 収 予 定 日	徴 収 予 定 額	徴 収 予 定 額 合 計 (上記(ウ)と同額)	
	2. 異動が1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円	
	異 動 者 印		・	円	円	
			・	円	円	

◎就職・転勤等により新しい勤務先において特別徴収を希望される場合は、次の欄に記載してください。

1.就職 2.転勤 3.その他により (該当番号に○) 普通徴収の _____ 期から 4期までを _____ 月分 から 特別徴収し納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	郵便番号 —									
		フリガナ										
		名 称										
		代表者の 職氏名印	(印)									
		個人番号 又は法人番号										
特別徴収義務者 指 定 番 号												
連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係											
	氏名											
	電話	() ー 番										
給与支払方法 及びその期日												
特徴納入書 の 送 付			必要・不要									

ご注意
4 3 1 2
黒のボールペン又はペンで記載してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。給与所得者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。